

就農準備資金と研修奨励金の選択は？

交付対象者の要件をクリアしているか

- ・就農予定時の年齢が**原則49歳以下**で、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している。
- ・都道府県等が認めた研修機関等で、概ね1年以上かつ概ね1,200時間以上研修を受ける。
- ・常勤の雇用契約を締結していない。
- ・失業給付など国の他の事業による給付等や過去に国の本事業等による資金の交付を受けていない。
- ・前年の世帯(本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母)全体の所得が600万円以下である。
- ・傷害保険に加入する。

【確定申告等について】

- ・「雑所得」となるので確定申告が必要。
- ・所得税の扶養控除から外れる。

【報告義務について】

- ・研修中は、研修状況報告(10月・3月か4月)。
- ・就農後1か月以内に就農届(親元就農の場合は2回)及び就農状況報告(7月・1月)等を6年間提出する。

はい

いいえ

研修終了後の要件をクリアできるか

- ・研修終了後1年以内に、**原則49歳以下**で※独立・自営就農、雇用就農又は親元就農する(親元就農の場合、就農後5年以内に農業経営を継承(**農地の所有権の移転又は利用権設定が必要**)又は独立・自営就農する。)
- ・独立・自営就農の場合、就農後(親元就農後、5年以内に独立・自営就農する場合にあっては、経営開始後)5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になる。
- ・就農を交付期間の1.5倍(最低2年間)継続する、又はその間の農業の従事日数が一定(例:年間150日かつ年間1,200時間)以上である。(研修奨励金の場合も同様)
- ・研修終了後6年間、就農状況報告等の提出物を定められた期間内に提出する。(研修奨励金の場合は3年間)

※【独立・自営就農】

- ・農地の所有権又は利用権を有するほか、農業機械を所有するなど農業経営に関する主宰権を有する。

はい

いいえ

就農準備資金の申請
(農業公社に手続き)

研修奨励金の申請
(市町村に手続き)